

平成 26 年度

瑞穂市公共施設白書

概要版

公共施設白書作成の背景と目的

近年、高度成長期に一齐整備された公共施設や道路などのインフラが更新時期を迎えつつあり、これらの老朽化に起因する事故などが社会問題となっています。このような状況の中、本市の保有する公共施設においても、老朽化が進んでおり、今後、施設の大規模改修や更新等が必要になります。

一方、財政状況は、少子高齢化の進行に伴い、公共施設等の維持管理や新設に必要な予算に比べ社会保障に係わる予算が増大してきています。また、市民の多様なニーズに対応したサービス水準を維持する取り組みも必要と考えています。

「瑞穂市公共施設白書」は、公共施設の効率的な管理への第一歩となる公共施設の実態を把握するために、本市が保有する公共施設について、築年別整備状況、建築費用等の現状の情報を収集・整理し、将来の更新費用の総額等を求めるとともに、維持・管理・運営費用等を分析・評価したうえで、その結果を図表化し、明らかにしています。

また、公共施設の実態も把握した結果、そこから見えてくる問題を明らかにすることにより、どのように維持改善していくかを考えていくための基礎資料とします。

1. 瑞穂市の公共施設

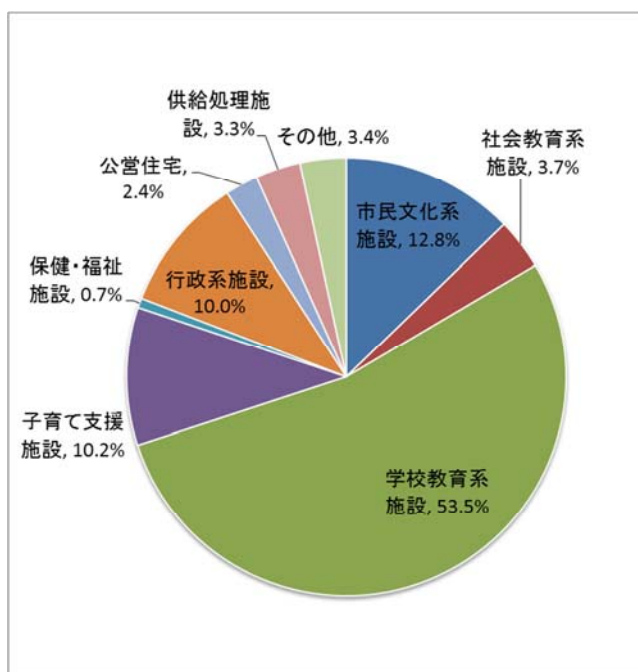
(1) 公共施設保有量

本市の公共施設等の延床面積は、平成26年(2014年)4月1日現在で、154,630m²となっています。施設を分類別に見ると、学校教育系施設が82,682m²と全体の53.5%を占めています。次いで、市民文化系施設19,717m²(12.8%)、子育て支援施設15,736m²(10.2%)の順となっています。また、瑞穂市の人口1人当たりの延床面積は2.93m²/人となっており、人口5~10万人未満の都市の平均値3.56m²/人を下回っています。

しかし、一般に今後の財政状況を考えると人口1人当たりの延床面積が2.0m²以上になると財政的に非常に厳しい状況になると言われていることから、本市においても今後、公共施設の維持管理を適切に実施していくことが必要と考えています。

施設種別ごとの公共施設保有量

| 施設種別 | 延床面積(m ²) | 割合 | 施設数 |
|---------|-----------------------|-------|-----|
| 市民文化系施設 | 19,717 | 12.8% | 6 |
| 社会教育系施設 | 5,793 | 3.7% | 5 |
| 学校教育系施設 | 82,682 | 53.5% | 13 |
| 子育て支援施設 | 15,736 | 10.2% | 16 |
| 保健・福祉施設 | 1,092 | 0.7% | 2 |
| 行政系施設 | 15,477 | 10.0% | 8 |
| 公営住宅 | 3,750 | 2.4% | 1 |
| 供給処理施設 | 5,133 | 3.3% | 6 |
| その他 | 5,250 | 3.4% | 25 |
| 合計 | 154,630 | | |



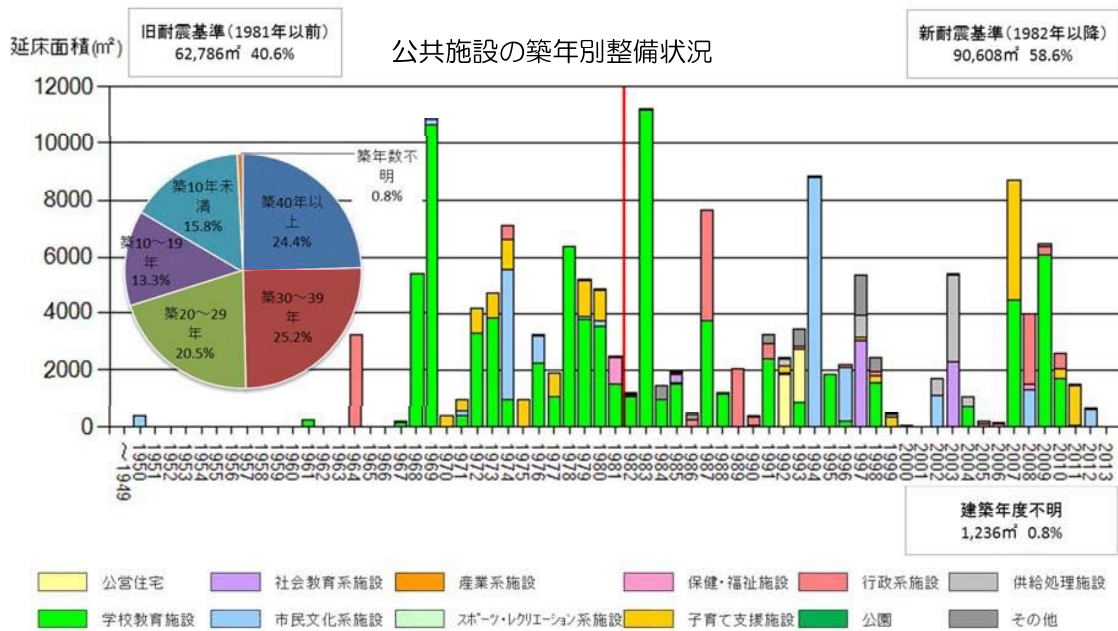
施設種別ごとの延床面積の割合

人口1人当たりの施設延床面積の平均値 (単位: m²/人)

| | 全国平均 | 政令指定都市 | 5~10万人未満の都市 | 瑞穂市(52,822人) |
|----------------|------|--------|-------------|--------------|
| 1人当たりの公共施設延床面積 | 3.22 | 3.44 | 3.56 | 2.93 |

(2) 築年別整備状況

本市の公共施設は、人口の増加に伴い昭和43年度～昭和55年度(1968年度～1980年度)頃に学校教育系施設や子育て支援施設など多くの施設が整備されており、築年数30年以上の施設が51%となっており、大規模改修が必要な施設が多くなっています。また、旧耐震基準(昭和56年(1981年)6月1日-建築基準法施工法改正(新耐震))で建設された建物の延床面積は、62,786㎡(40.6%)となっています。

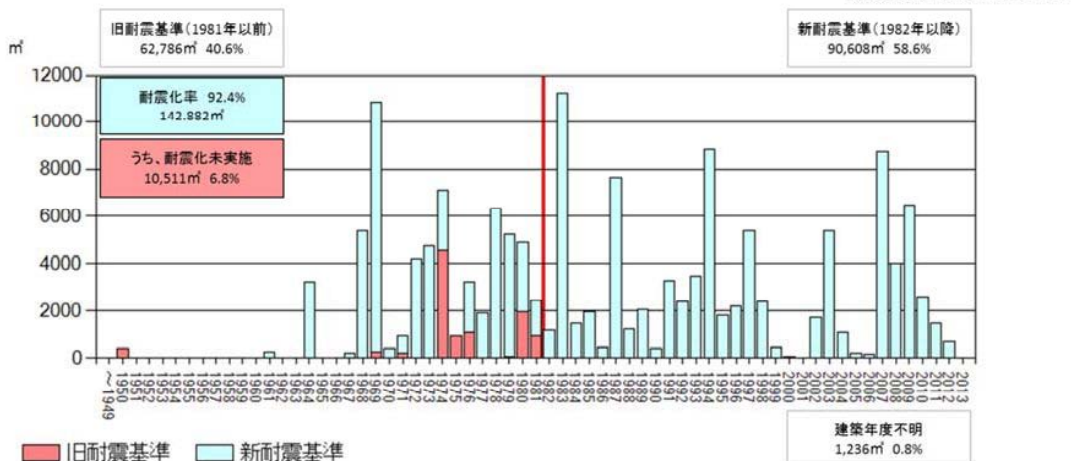


(3) 施設の耐震化

平成26年(2014年)4月1日時点の施設の耐震化は、旧耐震基準延床面積62,786㎡のうち10,511㎡(6.8%)が未実施の状況にあり、耐震化率は92.4%となっています。

耐震化率92.4%は、人口5～10万人未満の都市の平均値75.6%を上回っており、政令指定都市の82.3%よりも高い数値となっています。

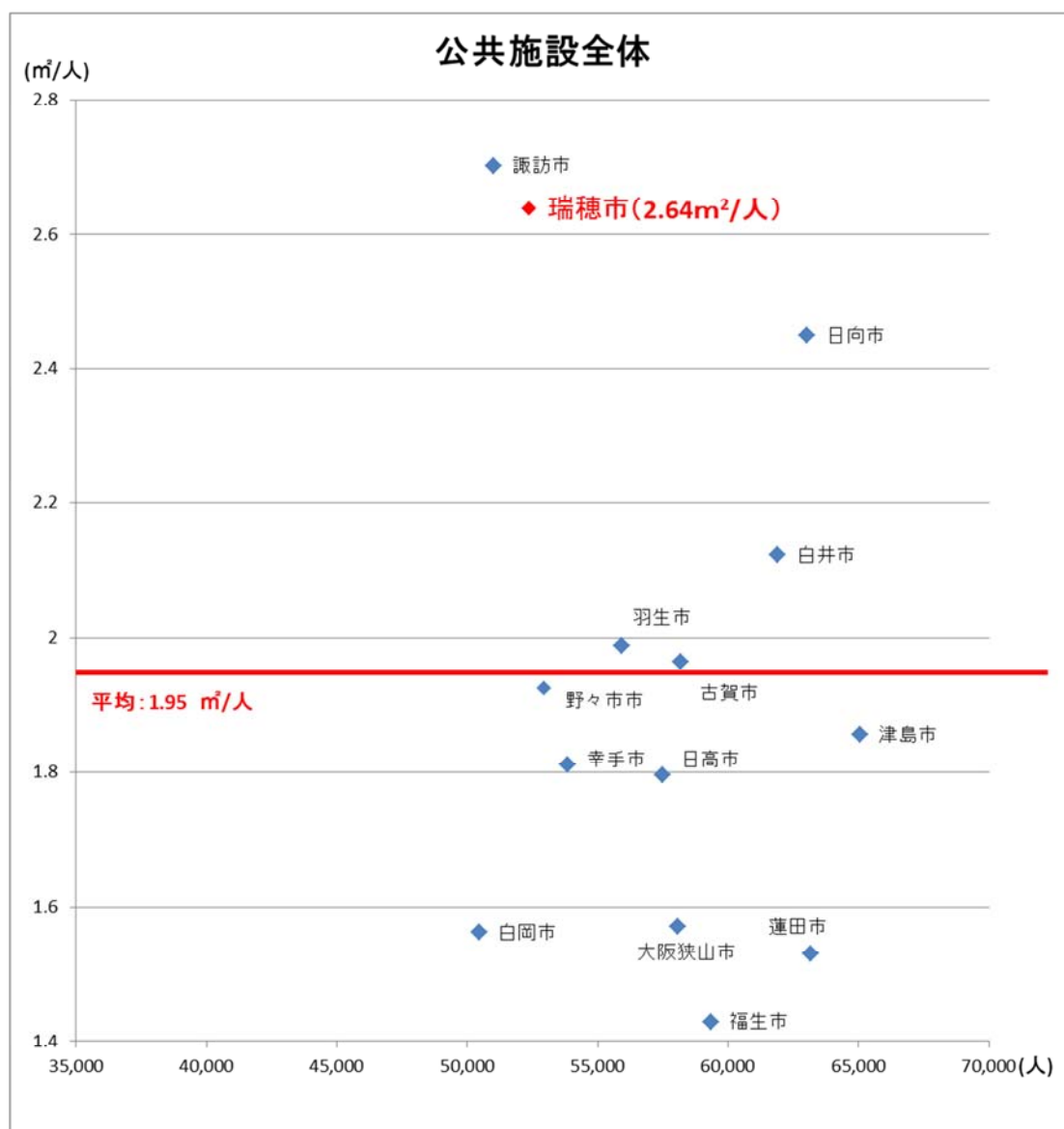
公共施設の耐震化状況



(4) 他自治体の公共施設整備量との比較

瑞穂市の①人口・面積（住民1人当たりの面積）、②財政力指数・標準財政規模・決算額・地方交付税で類似している類似団体（Ⅱ-1区分）は、瑞穂市を含み14自治体です。

総務省から公表されている「市町村経年比較表（平成24年度）」と14自治体の平成24年度末（平成25年3月1日現在）の人口を基に市民1人あたりの公共施設の整備面積を整理した結果、14自治体における公共施設全体の市民1人あたりの整備面積は平均1.95m²/人であり、全国平均3.22m²/人を下回っています。最高は長野県諏訪市の2.70m²/人、最低は東京都福生市の1.43m²/人となっています。瑞穂市の2.64m²/人は類似団体の平均値を上回っており、14自治体の中で2番目に高い水準となっています。



人口1人当たりの公共施設整備量の関係（Ⅱ-1区分）

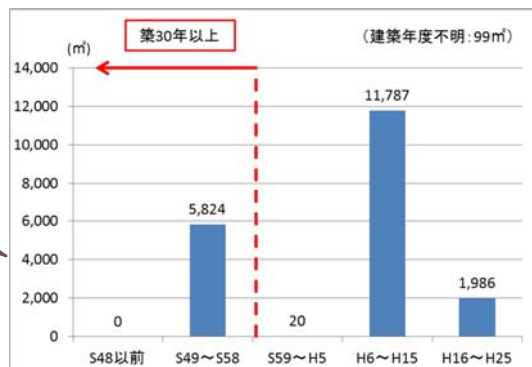
(5) 施設用途別の状況

1) 市民文化系施設 (公共施設全体の中で占める割合：13.1%)



総合センター、コミュニティセンター等

築30年以上の施設は、市民文化系施設の30%を占めています。

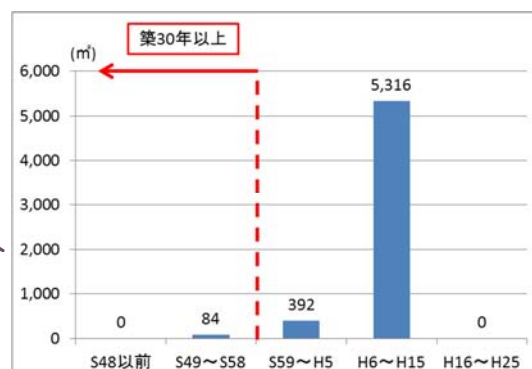


2) 社会教育系施設 (公共施設全体の中で占める割合：3.7%)



図書館、西部複合センター

築30年以上の施設は、社会教育系施設では1%です。



3) 学校教育系施設 (公共施設全体の中で占める割合：53.5%)



小学校、中学校

築30年以上の施設は、学校教育系施設の67%を占めています。

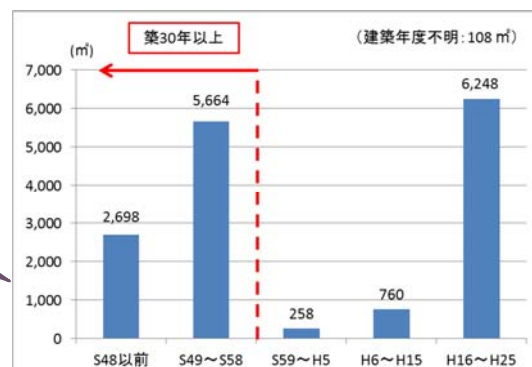


4) 子育て支援施設 (公共施設全体の中で占める割合：10.2%)



保育所、保育・教育センター

築30年以上の施設は、子育て支援施設の53%を占めています。



※築年数30年以上の施設は一般的に大規模改修が必要といわれています。

5) 保健・福祉施設 (公共施設全体の中で占める割合：0.7%)



老人福祉センター、ふれあいホームみずほ

築30年以上の施設は、保健・福祉施設の83%を占めています。



6) 行政系施設 (公共施設全体の中で占める割合：10.8%)



市役所穂積庁舎、巢南庁舎等

築30年以上の施設は、行政系施設の24%を占めています。

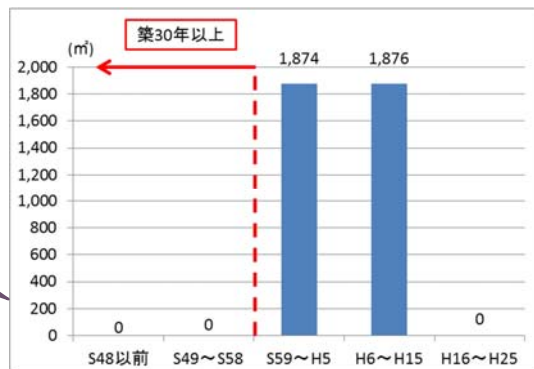


7) 公営住宅 (公共施設全体の中で占める割合：2.4%)



市営住宅

公営住宅は築30年以上を経過していません。

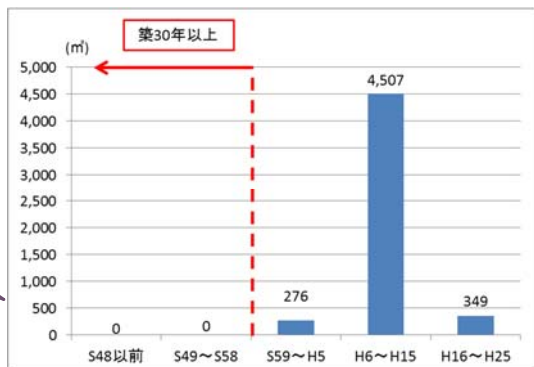


8) 供給処理施設 (公共施設全体の中で占める割合：3.4%)



下水処理場、ストックヤード等

供給処理施設は築30年以上を経過していません。



※築年数30年以上の施設は一般的に大規模改修が必要といわれています。

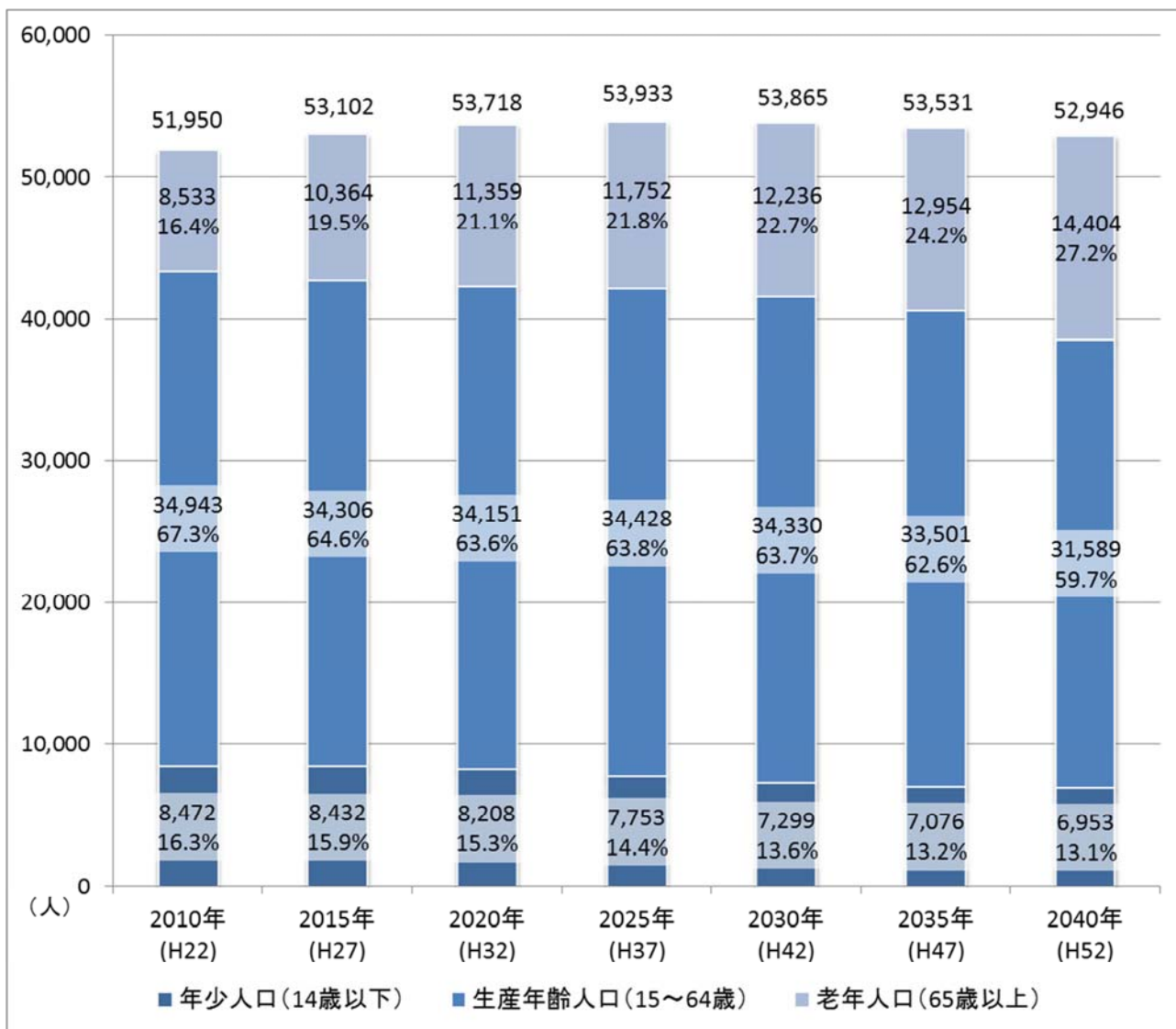
2. 瑞穂市の現状と市民ニーズの変化

(1) 公共施設の現状

本市の保有する公共施設（建物）の人口1人あたりの施設延床面積は2.93m²/人となっており、人口5～10万人未満の都市の平均値3.56m²/人を下回っているものの、財政に与える影響が大きいと言われている人口1人あたりの施設延床面積2.0m²/人を上回っています。

(2) 人口と市民ニーズの変化

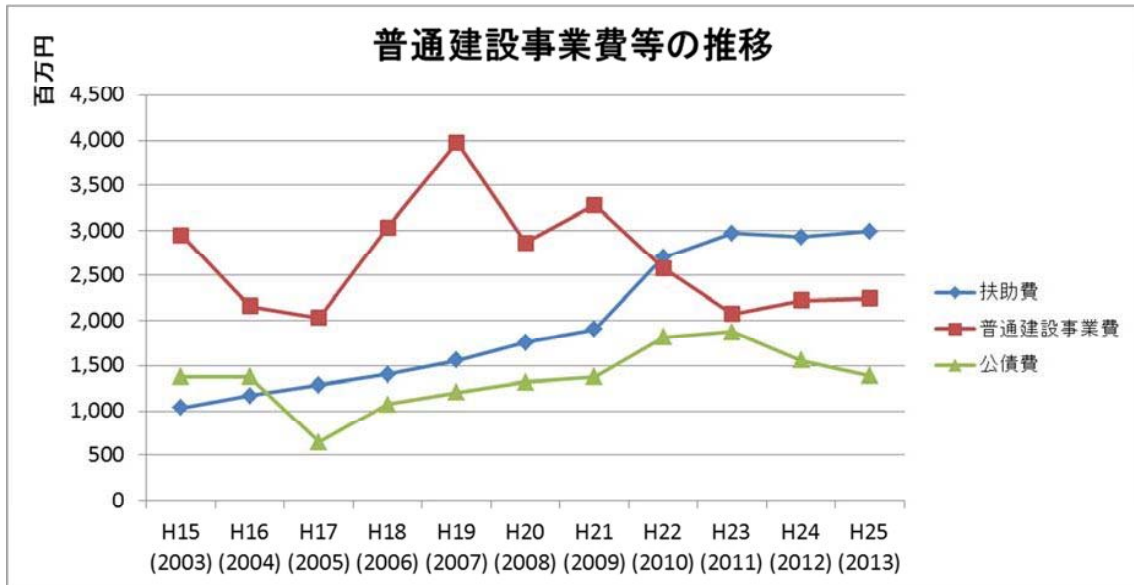
人口については、総人口の減少とともに、年少人口（14歳未満）、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少するのに対し、老年人口（65歳以上）が増加し、少子高齢化が進んでいきます。その結果、公共施設に対する市民の方のニーズも変化することが予想されます。



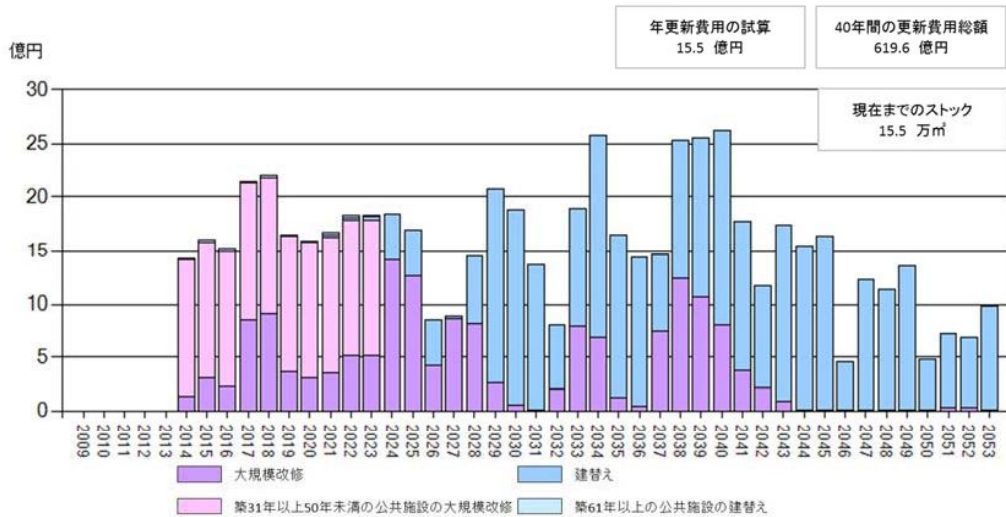
年齢別人口の動向

(3) 財政状況

財政状況に着目すると、少子高齢化の進行に伴い、普通建設事業費に比べ補助費が増大していく中、公共施設（建物）の今後40年間の更新・改修費は、年度ごとの普通建設事業費に占める割合の約71%となり、財政を圧迫することが予想されます。加えて、道路・橋梁等の土木構造物、上下水道等の施設の更新・改修費が必要となることから、さらに財政的に厳しい状況となります。



経費の推移（一般会計）



※本試算は建物のみを対象としています

公共施設の更新・改修費の見通し（40年間）

(4) まとめ

このような状況を踏まえ、公共施設を効率的に管理し、低コストで維持・修繕・更新・新設していくため、市民にとって必要な機能を重視し、民間・公共を問わず、機能を担える公共施設の整備・運営を行政運営の中で行う公共施設マネジメントが必要と考えます。

公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進③

事務連絡の概要

第一 公共施設等総合管理計画に記載すべき事項

一 保有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 財政収支の見込み(中長期的な維持管理・更新等の費用の見込みを含む)

二 施設全体の管理に関する基本的な方針

- (1) 計画期間
10年以上とすることが望ましい
- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報共有方策
全公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい
- (3) 現状や課題に関する基本認識
財政収支の見通しを踏まえ、施設等の新設・更新・維持管理等が可能な状況にあるか等現状や課題に対する認識を記載
- (4) 適正管理に関する考え方
今後、統廃合や長寿命化、安全性の確保など、どのように保有する公共施設等を管理していくかについて、基本的な考え方(現状を踏まえた適正管理に関する基本方針)を以下の①～⑥に触れつつ記載。
①点検・診断等の実施方針、②維持管理・補修・大規模改修・更新等の方針、③危険除去の推進方針
④長寿命化の推進方針、⑤統廃合等の推進方針、⑥適正管理を実現するための人員体制の構築方針
- (5) フォローアップの方針
計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。

三 施設類型ごとの基本方針

上記(2)～(5)の各項目のうち必要な事項について、施設類型の特性を踏まえて定める。

公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進④

事務連絡の概要

第二 計画策定にあたっての留意事項

一 公共施設等の実態把握及び計画の策定・見直し

現段階において把握可能な施設等の状態や現状における取組状況を整理し計画を策定

二 議会や住民との情報共有等

公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、議会や住民への十分な情報提供を行っていくことが適当。

三 数値目標の設定

計画の策定にあたっては、財政負担の軽減・平準化に向けてできる限り数値目標を設定するなど努める。

四 当該公共施設等において現在提供しているサービスそのものの必要性の検討

公共施設等におけるサービスの必要性を再検討し、施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要。

五 PPP/PFIの活用について

計画の検討にあたっては、PPP/PFIの積極的な活用を検討が重要。また、施設情報の積極的な公開に努めることが必要。

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

定住自立圏形成協定をはじめ隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましい。都道府県にあっては、圏域の市区町村の所有公共施設等も念頭に広域的視野をもって計画を検討していくことが望ましい。

七 合併団体等の取組について

合併団体や過疎地域等においては、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に計画を検討していくことが望ましい。

3. 今後の進め方

本市では、土地、建築物の他、道路・橋梁等の土木構造物、上水道、下水道等の施設の多くの資産を抱え、その行政サービスにかかる人件費・物件費・投資的経費等は、歳出の多くを占めます。

限られた財源の中、市民のニーズに対応した行政サービスの提供・質の向上を実現していくために、現状の公共施設にかかるコスト情報と施設情報の両面から実態を把握し、課題を抽出した上で、統一的・一元的な管理を実現するための管理運営方法（投資計画、行政組織等）を定め、公共施設マネジメントを実施していきます。

一方、平成26年4月には総務省において「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が策定され、全国の市町村に対して、公共施設等総合管理計画の策定要請がなされたところです。

本市においても国の要請に応えるとともに、公共施設マネジメントを推進するため、建物以外の道路・橋梁等の土木構造物、上水道、下水道等の施設も含めた「公共施設等総合管理計画」を策定し、それに基づいた公共施設等の効率的・効果的な維持管理に取り組みます。

公共施設管理における6つの危機と1つの変化

1. 安全性 2. 老朽化 3. 余剰・重複

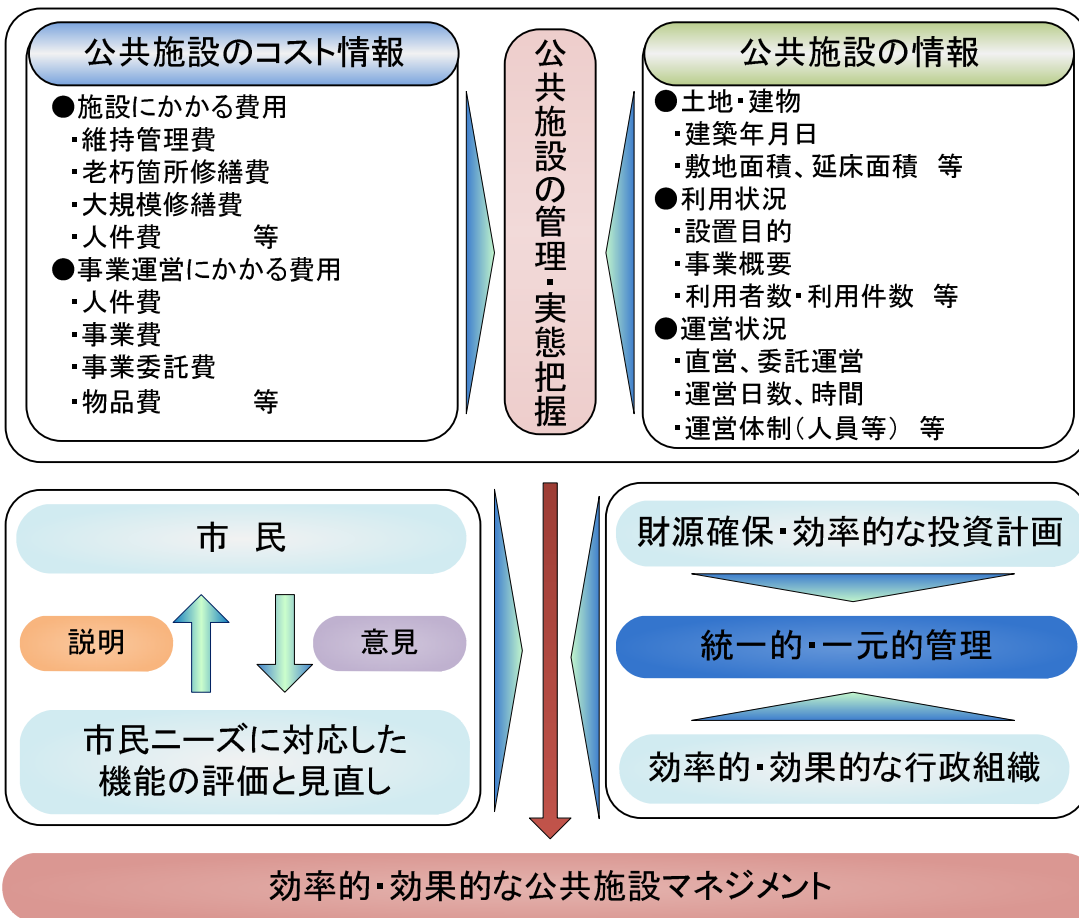
4. 財政的制約 5. 人口減少 6. 少子高齢化

市民ニーズ変化

市民ニーズに対応した効率的な施設管理が必要

公共施設マネジメント

公共施設マネジメントの必要性



公共施設マネジメントのあり方